

# 株式会社うすい百貨店等に対する 債権の弁済受領完了について

平成 17 年 11 月 30 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済受領を完了しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社うすい百貨店  
株式会社うすい本社

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 8 月 28 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。平成 15 年 10 月 31 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 1 月に減増資を実行しました。

機構が保有していた普通株式（2 千万円の現金出資、議決権割合の 20%）については、本年 10 月、株式会社三越に対してその全てを売却済みです。

## 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 4,537 百万円の債権を、金融機関等から 2,145 百万円で買取り、事業再生計画に沿って債権放棄（2,326 百万円）を行った後、残った債権 2,211 百万円全額の弁済受領を今回完了したものです。

## 4. 主務大臣の意見

意見なし

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437